

知多市浄化槽設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市浄化槽設置費補助金（以下「補助金」という。）は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、もって生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90パーセント以上で、かつ、放流水に含まれるBODの日間平均値は20ミリグラム毎リットル以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「指針」という。）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。ただし、浄化槽の消費電力が別表1の消費電力基準以下であるものに限る。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の法第2条第1号に規定する浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）をいう。
- (4) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取って処分する方式の便槽を含む。）をいう。
- (5) 新設 新たに合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (6) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ切り替えるこ

とをいう。

- (7) 撤去 転換のうち、同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合に、既存の単独浄化槽又はくみ取り便槽を撤去することをいう。
- (8) 宅内配管工事 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換（水回りのリフォームと併せて実施する場合を含む。）に係る、合併処理浄化槽の設置に必要な工事（流入、放流に係る管きょ及びますに係るものを除く。以下同じ。）に付帯して行う宅内配管工事（合併処理浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所又は風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事）をいう。
- (9) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

（補助金の交付）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の浄化槽処理促進区域において、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止して、処理対象人数が10人以下の合併処理浄化槽を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅の新築又は既存住宅等の建て替え若しくは改築に伴い合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 販売、賃貸その他営利の目的で専用住宅に対して合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 国及び地方公共団体
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力

団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該合併処理浄化槽の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の4割、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に際し、宅内配管工事に要する費用、合併処理浄化槽の設置に伴い、同一敷地内の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する費用に相当する額とし、別表2の額を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この補助金の交付に係る工事の着工予定日の14日前までに知多市浄化槽設置費補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した受付印のある浄化槽設置届出書両面の写し又は浄化槽調書及び建築確認済証の写し
- (2) 小規模合併処理浄化槽処理対象人員緩和願の写し（転換に伴い浄化槽の人員を緩和する場合に限る。）
- (3) 工事請負契約書の写し（印紙が貼ってあるもの）
- (4) 配置図及び配管図
- (5) 設置場所の案内図
- (6) 合併処理浄化槽設置工事の見積書の写し（宅内配管工事費、撤去費の補助も受ける場合は、その他見積書の写しも添付すること。）
- (7) 型式適合認定書（仕様書及び図面を含む。）
- (8) 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽であり、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）の写し
- (9) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- (10) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書（住宅を借りている者のみ）
- (11) 「小型合併浄化槽施行技術特別講習会」修了書の写し又は昭和63年度以降に資格を有した浄化槽設備士免状の写し

(12) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真（全景及び内面）

(13) 誓約書（第2号様式）

(14) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、知多市浄化槽設置費補助金交付決定通知書（第3号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、交付しないと決定した者に対しては、知多市浄化槽設置費補助金不交付決定通知書（第4号様式）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項に規定する交付決定通知書を受けとったのち、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知多市浄化槽設置費補助金変更・中止承認申請書（第5号様式）（以下「変更・中止承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更・中止承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、前条第1項の規定による決定の変更を承認する場合は、知多市浄化槽設置費補助金変更・中止承認通知書（第6号様式）（以下「変更・中止承認通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業完了後30日以内（前条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、同条第2項の変更・中止承認通知書を受け取った日から1月以内）又は当該年度の2月末日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）のいずれか早い日までに、知多市浄化槽設置費補助金実績報告書（第7号様式）（以下「実績報告書」という。）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検及び清掃を行う場合にあっては、自ら行うことのできることを証明する書類）
- (2) 法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の法定検査依頼書の副本又は契約書の写し
- (3) 合併処理浄化槽の設置工事の写真（施工前、施工中及び施工後）
- (4) 撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真
- (5) 浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (6) 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽の撤去を伴う場合に限る。）
- (7) 浄化槽管理士免状の写し（維持管理を業者委託しない場合に限る。）
- (8) 合併処理浄化槽設置工事費請求書及び領収書の写し（宅内配管工事費又は撤去費の補助も受ける場合は、その費用が分かる請求書及び領収書の写しを含む。）
- (9) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃実施記録の写し（撤去費の補助を受ける場合に限る。）
- (10) 浄化槽整備士が確認したチェックリスト
- (11) その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査するとともに現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、知多市浄化槽設置費補助金交付額確定通知書（第8号様式）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に適合しない場合は、改善するよう指示することができる。指示に従わない場合は、知多市浄化槽設置費補助金不交付決定通知書（第9号様式）により通知することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付額を確定した後に補助金を交付する。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、知多

市浄化槽設置費補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定通知書に記載した交付の条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し、不正の行為があったとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

（検査）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、担当職員をして合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工現場において確認させるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に交付の決定を受けた補助金に係る第11条及び第12条の規定については、同日後もその効力を有する。

別表 1 (第 2 条関係)

(W)

人槽 (人)	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD 10 mg/L 以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
10	75	102	157

別表 2 (第 4 条関係)

対象経費	限度額
1 合併処理浄化槽の設置に要する経費の 4 割	5 人槽 332,000 円
	7 人槽 414,000 円
	10 人槽 548,000 円
2 宅内配管工事に要する経費	300,000 円
3 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に要する経費	単独処理浄化槽 120,000 円
	くみ取り便槽 90,000 円

第1号様式（第5条関係）

知多市浄化槽設置費補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年度において合併処理浄化槽を設置するので、知多市浄化槽設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

設 置 場 所	知多市
交 付 申 請 額	円
補 助 対 象 費 用	<input type="checkbox"/> 設置に要する費用 <input type="checkbox"/> 宅内配管工事に要する費用 <input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に要する費用
浄化槽の人槽区分	人槽
現在の使用状況	1 単独処理浄化槽 2 くみ取り便槽
住 宅 等 所 有 者	1 本人 2 本人以外（所有者： ）
着 工 予 定 日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円

第2号様式（第5条関係）

誓約書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

私は、このたび下記のとおり浄化槽を設置するに当たり、次の事項を誓約いたします。

- 1 環境保全に問題が生じた場合は、当方が責任を持って解決いたします。
- 2 設置後の保守点検、清掃、法定検査等の維持管理を厳に行います。
- 3 当該地を第三者譲渡するときは、本誓約について譲受者に継承いたします。

記

設 置 場 所	知多市
浄化槽の種類	(人槽)
設置予定年月日	年 月 日
確 認 同 意 欄	<input type="checkbox"/> 市税の納付状況について市が確認することに同意します。

第3号様式（第6条関係）

知多市浄化槽設置費補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市浄化槽設置費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助事業の名称	知多市浄化槽設置費補助金
設置場所	知多市
交付決定額	円
交付の条件	

第4号様式（第6条関係）

知多市浄化槽設置費補助金不交付決定通知書

知多市 指令 第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、次のとおり不交付とする。

《理由》

第5号様式（第7条関係）

知多市浄化槽設置費補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、
計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	知多市浄化槽設置費補助金
設置場所	知多市
変更後の補助金額	円
変更・中止の内容	
変更・中止の理由	

備考 「変更・中止の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第6号様式（第7条関係）

知多市浄化槽設置費補助金変更・中止承認通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付け知多市浄化槽設置費補助金変更・中止承認申請書により、
年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について次の
とおり変更決定したので、知多市浄化槽設置費補助金交付要綱第7条の規定により通知しま
す。

補助事業の名称	知多市浄化槽設置費補助金
設置場所	知多市
変更交付決定額	円
交付の条件	

第7号様式（第8条関係）

知多市浄化槽設置費補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業の名称	知多市浄化槽設置費補助金
総事業費	円
交付決定額	円
完了日	年 月 日

第 8 号様式（第 9 条関係）

知多市浄化槽設置費補助金交付額確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市浄化槽設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

補助事業の名称	知多市浄化槽設置費補助金
交付決定額	円
確定額	円

第9号様式（第9条関係）

知多市浄化槽設置費補助金不交付決定通知書

知多市 指令 第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで報告のあったことについては、次のとおり不交付とします。

《理由》

第10号様式（第10条関係）

知多市浄化槽設置費補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け知 発第 号で補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

補助事業の名称	知多市浄化槽設置費補助金		
請求金額	円		
確定額	円		
振込口座	金融機関名		
	店名		
	預金種別		口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		